

# 秋田市公報

# あきた

第1201号

令和6年12月10日

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

## 目次

### 規則

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則	道路建設課（第35号）	3
秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則	財産管理活用課（第36号）	4
秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	衛生検査課（第37号）	5

### 告示

自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第321号）	6
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納事務の委託について	環境都市推進課（第322号）	8
粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について	環境都市推進課（第323号）	9
特定都市河川流域における基準降雨について	道路建設課（第324号）	10
医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定および廃止について	保護第一課（第325号）	12
令和6年度第3期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について	後期高齢医療課（第326号）	13
表彰した者の氏名および事績の概要について	文化振興課（第327号）	14
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第328号）	15
国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年 賦課年度令和5年 賦課年度令和2年）の公示送達について	国保年金課（第329号）	16
令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書および令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定・変更通知書の公示送達について	市民税課（第330号）	17
令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第331号）	18
医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について	保護第一課（第332号）	19
介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について	保護第一課（第333号）	20

道路の区域変更および供用開始について	建設総務課（第334号）	21
指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第335号）	22
指定公金事務取扱者の変更について	環境都市推進課（第336号）	23
秋田市議会定例会の招集について	総務課（第337号）	24
指定公金事務取扱者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第338号）	25
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第339号）	26
指定納付受託者の指定について	人口減少・移住定住対策課（第340号）	27
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第341号）	28
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について	障がい福祉課（第342号）	29

## 教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第16号）	30
-----------------	----------------	----

## 農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第16号）	31
----------------	----------------	----

## 上下水道局告示

指定給水装置工事事業者の指定の更新について	上下水道局給排水課（第39号）	32
-----------------------	-----------------	----

## 公告

許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	33
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	34
農用地利用集積等促進計画の認可について	農業農村振興課	35
経営管理権集積計画の策定について	農地森林整備課	36
経営管理権集積計画の策定について	農地森林整備課	37

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年11月8日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例の施行期日を定める規則

秋田市雨水貯留浸透施設および保全調整池の標識の設置に関する基準を定める条例（令和6年秋田市条例第58号）の施行期日は、令和6年11月8日とする。

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第36号

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の駐車場使用料の徴収に関する規則（平成24年秋田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表土崎消防署将軍野出張所の項を次のように改める。

土崎消防署寺内出張所	1,300円
------------	--------

附 則

この規則は、令和6年11月27日から施行する。

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 11 月 20 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 37 号

秋田市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

秋田市食品衛生法施行細則（平成 9 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表第 1 号中「健康食品の摂取に伴う有害事象情報提供票」を「健康食品の摂取に伴う健康被害情報提供票」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第321号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和6年11月6日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和6年10月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和6年11月6日から令和7年5月6日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者

であることを証明するものを提示すること。

### 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

### 4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第322号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の名称および住所ならびに指定ごみ袋取扱店  
株式会社エンテル 代表取締役 加 藤 江梨子  
秋田県由利本荘市前郷字六田94番地9  
ローソン 秋田新屋大川町店
- 2 指定公金事務取扱者に指定した日  
令和6年10月30日
- 3 期間  
令和6年10月31日から令和8年3月31日まで



秋田市告示第323号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和6年11月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田県由利本荘市前郷字六田94番地9  
名称 株式会社エンテル  
氏名 代表取締役 加 藤 江梨子
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市新屋大川町10番23号
- 3 売りさばき所の名称  
ローソン秋田新屋大川町店（株）エンテル

秋田市告示第324号

特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成16年政令第168号）第9条第2項の規定により、令和6年11月8日付け秋田県告示第507号で指定した特定都市河川流域における基準降雨を、次のとおり定める。

令和6年11月8日

秋田市長 穂 積 志

降雨波形：中央集中型      24時間総雨量：132.45mm 生起確率：10年に1度      最大降雨強度（1時間）：49.03mm/h 最大降雨強度（10分間）：114.53mm/h											
時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)	時	分	降雨量 (mm/h)
0	0-10	1.44	6	0-10	2.54	12	0-10	59.17	18	0-10	2.45
	10-20	1.45		10-20	2.60		10-20	31.65		10-20	2.40
	20-30	1.47		20-30	2.66		20-30	21.90		20-30	2.35
	30-40	1.49		30-40	2.73		30-40	16.87		30-40	2.30
	40-50	1.50		40-50	2.80		40-50	13.79		40-50	2.25
	50-60	1.52		50-60	2.87		50-60	11.71		50-60	2.21
1	0-10	1.54	7	0-10	2.96	13	0-10	10.20	19	0-10	2.17
	10-20	1.56		10-20	3.04		10-20	9.06		10-20	2.13
	20-30	1.58		20-30	3.13		20-30	8.17		20-30	2.09
	30-40	1.60		30-40	3.23		30-40	7.44		30-40	2.05
	40-50	1.62		40-50	3.34		40-50	6.85		40-50	2.01
	50-60	1.64		50-60	3.45		50-60	6.35		50-60	1.98
2	0-10	1.66	8	0-10	3.57	14	0-10	5.92	20	0-10	1.95
	10-20	1.69		10-20	3.71		10-20	5.56		10-20	1.92
	20-30	1.71		20-30	3.85		20-30	5.24		20-30	1.89
	30-40	1.74		30-40	4.01		30-40	4.95		30-40	1.86
	40-50	1.76		40-50	4.18		40-50	4.70		40-50	1.83
	50-60	1.79		50-60	4.38		50-60	4.48		50-60	1.80
3	0-10	1.81	9	0-10	4.59	15	0-10	4.28	21	0-10	1.77
	10-20	1.84		10-20	4.82		10-20	4.10		10-20	1.75
	20-30	1.87		20-30	5.09		20-30	3.93		20-30	1.72
	30-40	1.90		30-40	5.39		30-40	3.78		30-40	1.70
	40-50	1.93		40-50	5.73		40-50	3.64		40-50	1.68
	50-60	1.96		50-60	6.13		50-60	3.51		50-60	1.65
4	0-10	2.00	10	0-10	6.59	16	0-10	3.39	22	0-10	1.63
	10-20	2.03		10-20	7.13		10-20	3.28		10-20	1.61
	20-30	2.07		20-30	7.79		20-30	3.18		20-30	1.59
	30-40	2.11		30-40	8.59		30-40	3.09		30-40	1.57
	40-50	2.15		40-50	9.60		40-50	3.00		40-50	1.55
	50-60	2.19		50-60	10.90		50-60	2.91		50-60	1.53
5	0-10	2.23	11	0-10	12.66	17	0-10	2.84	23	0-10	1.51
	10-20	2.28		10-20	15.17		10-20	2.76		10-20	1.49
	20-30	2.32		20-30	19.04		20-30	2.69		20-30	1.48
	30-40	2.37		30-40	25.85		30-40	2.63		30-40	1.46
	40-50	2.42		40-50	41.06		40-50	2.57		40-50	1.44
	50-60	2.48		50-60	114.53		50-60	2.51		50-60	1.43

秋田市告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月8日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
小林 一成	株式会社ウェルケア 秋田	秋田市外旭川字神田 112番地	令和6年10月1日

2 廃止

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
倉田 丈	株式会社ウェルケア 秋田	秋田市外旭川字神田 112番地	令和6年8月31日
石井 美和子	株式会社ウェルケア 秋田	秋田市外旭川字神田 112番地	令和6年8月31日
稲垣 渉	フレアス在宅マッサージ秋田北施術所	秋田市土崎港中央二丁目1番17号	令和5年11月30日

秋田市告示第326号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年11月11日

秋田市長 穂積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
令和6年度第3期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第327号

令和6年11月6日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

令和6年11月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

原 田 利 雄

本市を拠点に世界で活躍する多くの選手を育成し市民に感動と活力を与えるなど本市スポーツ文化の発展に貢献した。

秋田市文化功績章

倉 田 よしみ（倉 田 芳 美）

本市の記念事業や市民の文化活動に尽力し郷土の歴史や地域の魅力と絆の大切さを広く市民に伝えるなど芸術文化のまちづくりに貢献した。

秋田市告示第328号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年11月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別  
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第329号

次の納税通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年11月15日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和6年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和5年）

国民健康保険税納税通知書（課税年度令和6年 賦課年度令和2年）



秋田市告示第330号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年11月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達すべき書類の名称
  - (1) 令和5年度市民税・県民税納税通知書兼変更通知書
  - (2) 令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼決定通知書
  - (3) 令和6年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書兼変更通知書

秋田市告示第331号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和6年11月15日

秋田市長 穂 積 志

1 送達を受けるべき者の氏名および住所

菅 原 助 蔵

秋田市東通仲町9番18号 渡辺アパート102

2 送達する書類

令和6年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月15日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション城東	秋田市東通明田13番19号 コーポ二ツ屋202号	令和6年6月1日
訪問看護ステーションピース	秋田市桜二丁目26番19号 桜テナントB号室	令和6年4月1日
ひらの小児科クリニック	秋田市広面字樋ノ沖27番地2	令和6年9月1日
阿部クリニック	秋田市仁井田本町三丁目28番13号	令和6年8月1日
こばやし歯科クリニック	秋田市御野場八丁目7番1号	令和6年8月1日
訪問看護ステーションにじいろ	秋田市大町一丁目2番7号 サンパティオ大町A棟2階A号室	令和6年8月1日

秋田市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和6年11月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
ヨコカナ薬局	秋田市横森三丁目11番60号	令和5年9月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
ヒューマンハート秋田居宅介護支援事業所	秋田市檜山太田町11番5号	令和6年10月25日

秋田市告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和6年11月18日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

整理 番号	旧 新	路線名	起 終 点 点	総延長 (メートル)	幅員 (メートル)
70415	旧	山手台14号線	秋田市山手台二丁目5番10地先 秋田市山手台二丁目18番2地先	521.4	6.00
	新	山手台14号線	秋田市山手台二丁目5番10地先 秋田市山手台二丁目18番2地先	521.4	6.00 ～ 49.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和6年11月18日

3 縦覧期間

令和6年11月18日から同年12月6日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第335号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和6年11月18日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 えがお	えがお神宮 寺	秋田県大仙市神 宮寺字上栗谷田 67番地5	令和6年11月2日	認知症対応 型共同生活 介護、介護 予防認知症 対応型共同 生活介護

秋田市告示第336号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第3項の規定に基づき、指定公金事務取扱者の変更に関する届出があったため、同条第4項の規定により告示する。

令和6年11月20日

秋田市長 穂 積 志

1 受託者の名称および住所

株式会社丸大サクラキ薬局 代表取締役 今 寿  
青森県青森市大字三内字玉作2番地72

2 歳入の名称

秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料

3 変更事項

(1) 概要

次の店舗が取扱いを開始

(2) 対象となる店舗

ハッピー・ドラッグ 秋田土崎東店

4 指定ごみ袋取扱店に指定した日

令和6年11月20日

秋田市告示第337号

令和6年11月28日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。

令和6年11月21日

秋田市長 穂 積 志



秋田市告示第338号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定公金事務取扱者の名称および所在地

名 称	所 在 地
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定公金事務取扱者に委託する期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	東京都品川区西五反田七丁目7番7号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者に納付させる期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第340号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者に納付させる期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで

秋田市告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年11月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
226	ライフ薬局 なかこうじ	秋田市中通二丁目2番7号 トラストワンビル21 4階	株式会社フォーベル 代表取締役 大 西 正 鎮	令和6年 11月12日

秋田市告示第342号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和6年11月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	指定年月日
280	調剤薬局ツルハドラッグ秋田広面西店	秋田市広面字鍋沼 10番地1	株式会社ツルハ 代表取締役社長 八 幡 政 浩	令和6年 12月1日

秋田市教委告示第16号

令和6年11月25日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和6年11月20日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

令和7年度教職員人事異動方針（案）について

秋田市農委告示第16号

令和6年11月15日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和6年11月7日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和6年度第8号計画）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件

秋田市上下水道局告示第39号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項で準用する同法第25条の3第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和6年11月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
セルビック株式会社	小笠原 靖 尚	秋田市土崎港相染町字中谷地66番地	令和11年10月28日
エスアール設備	門 脇 孝	秋田市南ヶ丘二丁目17番7号	令和11年11月19日



## 秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和6年10月23日付け秋田市指令第6681号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和6年11月18日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市川元松丘町4番30号

地方独立行政法人市立秋田総合病院

理事長 伊 藤 誠 司

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市川元松丘町51番、57番、58番、61番、66番1、68番1および68番2の内

## 秋田市公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和6年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第5項の規定により、農用地利用集積等促進計画を令和6年11月25日に認可したので、同条第7項の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和6年11月25日

秋田市長 穂 積 志

### 1 縦覧に供する書類

農用地利用集積等促進計画

### 2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

### 3 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日（以下「休日」という。）ならびに12月29日から1月3日まで（休日を除く。）を除く。

## 秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年11月26日

秋田市長 穂 積 志

### 記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所  
秋田市産業振興部農地森林整備課  
秋田市のホームページ  
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

## 秋田市公告

下記森林について、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年11月26日

秋田市長 穂積 志

### 記

- 1 経営管理権集積計画の対象森林  
別紙（省略）のとおり
- 2 縦覧場所  
秋田市産業振興部農地森林整備課  
秋田市のホームページ  
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/norinsuisangyo/1033112.html>)
- 3 本公告により、秋田市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。